

文部科学大臣

末松信介様

一般社団法人全国美術館会議

会長 建 畠 哲

(公印省略)

博物館法の改正と博物館制度の充実に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、全国の美術館活動にもさまざまな支障が生じておりますが、こうした困難な状況の中でも、文部科学省の芸術活動への積極的な支援は、多くの人々に安らぎと楽しみの場を提供する支えとして大きな力となっております。そればかりでなく、通常の実効的な美術館活動を充実させるにもひとかたならぬ効力となっており、実効的な施策と積極的な取り組みに改めて謝意を表します。

文化芸術立国を掲げる国の策定した文化芸術基本法、文化財保護法、文化観光推進法等で重要な位置付けをされている美術館は、多様化する社会の中で、社会の要請と期待に応じた各種の新たな役割を背負い、多様な活動を展開しております。しかしながら全国を見ると美術館が置かれた運営環境は極めて厳しいものです。各美術館はそれぞれに工夫と努力を怠っておりませんが、社会から負託される役割を十分に果たすためには、さらなる基盤の整備、多様化する美術に適応する博物館制度の柔軟な充実が不可欠になってまいりました。

施行から70年あまり経た現行の博物館法は、大きく変化しつつある美術館の現状にそぐわない側面がいくつも出てきております。諸外国の美術館と比較しても、我が国の美術館の状況は決して良好とは言えません。言うまでもなく、文化庁におかれましてもこうした課題は十分に認識されて、令和元年より文化審議会博物館部会で将来のより良い博物館美術館を志向して審議が重ねられてきました。この度、文部科学大臣からの諮問を受け、「博物館法の今後のあり方について」(答申)が令和3年12月20日に文化審議会会長から文化庁長官に手交されております。時宜にかなった極めて意義深いことと考えております。

今般の答申は博物館法改正に向けた第一歩となるものであり、今後さらなる論議を重ね、よりよい法改正がなされると多大な期待を寄せております。新たな法の下で博物館の一館種である美術館の現場に大きなインセンティブがもたらされるよう、広い視野に立った入念な法整備が行なわれるよう念願しております。現状を改善することはもちろんですが、法改正によって、未来の美術館活動の展開に可能性が与

えられ、芸術立国にふさわしく国内の美術館を守り立て、国際的な水準を目指していただきたいと願っております。そのためにも、新たな法では高い理念を掲げ、美術館の現場の状況を精査され、科学研究費等の公的支援窓口の拡充につながるような柔軟性をもった改正がなされることを、美術館の現状を慮り心底から望んでおります。

美術館は、変化を続ける時代の中でいよいよ多様多彩になる人々の求めに応じて活動を充実させていく努力を怠りません。国内的にも国際的にも、博物館・美術館の位置取りはますます重要になると思考いたします。これからも博物館施設の充実に向けて、なお一層のご配慮をなにとぞお願いいたします。

・一般社団法人全国美術館会議について

一般社団法人全国美術館会議は、前身の任意団体全国美術館会議が昭和 27 年に創立されて以来、全国の美術館の連携、交流に努め、常に美術館活動の充実に向けた努力を続けております。また、阪神大震災や東日本大震災、台風による水害といった大きな災害に見舞われた美術館施設等の美術品の救援活動にいち早く取り組み、その後の種々の活動支援も展開しております。

現在は、令和 3 年 6 月の時点で美術品を有する国立博物館も含めて国立館 10 館、都道府県立館のすべて 70 館、市町村立 184 館、私立 137 館、計 401 館の美術館が参加する文字どおりの全国組織になっております。令和 2 年 6 月に任意団体から一般社団法人に移行し、社会的責任は一層重くなり、多岐にわたる美術館同士の連携内容をさらに深め、活動のさらなる充実に積極的に対処しております。

・本要望は、文化審議会博物館部会の審議に委員として加わっている全国美術館会議が、日本博物館協会の要望を尊重しつつ、美術館ならではの状況に即して変更を施して、全国の博物館施設と共有される将来の博物館・美術館のあり方についてふさわしい博物館法の改正を強く期待することを表明するものです。